

投稿

臨検小話 < =その9= >

エムティー法務研究会 新屋 博明

廃棄物処理法の意外な盲点

1. 逆は必ずしも真ではない： 廃棄物処理法¹⁾ 第 2 条 4 項 1 号の産廃（産業廃棄物）は事業活動に伴う廃棄物ですが、事業活動に伴う廃棄物がすべて産廃に区分されるとは限りません。皆様ご存じの通り、事業活動由来の廃棄物でも事業系一般廃棄物²⁾として一廃（一般廃棄物）に区分される場合があるからです。したがって、事業系の廃棄物の場合は、産廃に該当するのか？それとも事業系一廃に該当するのか？迷うときがあります。

2. 産廃と一廃の区分： 廃棄物処理法は、「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう」（第 2 条 2 項）と定めているので、換言すれば、「産廃に該当しない廃棄物は一廃」ということになります。



基本的なことですが、意外と盲点になっているようです。

たとえば、感染性廃棄物のうち、「〇〇は感染性産業廃棄物なのに、どうして◎◎は感染性一般廃棄物になるの？」という疑問を持っている技師さんもいると思います。私も同様の疑問を持ったことがあるのですが、「産廃に該当しない廃棄物は一廃」という原則を知っていれば、もう悩むことはないと思います。

3. 廃棄物処理法違反の事件簿： 「女性用下着を民家に投げ捨てた男が不法投棄（廃棄物処理法違反）の容疑で大阪府警に逮捕された」という新聞記事³⁾を目にした私は、深く考え込んでしまいました。なぜなら、大阪府警が不法投棄（廃棄物処理法違反）の容疑で逮捕したということは、男が投げ捨てたのは“廃棄物”ということになるからです。また、その下着が盗んだものだとすれば、不法投棄ではなく窃盗の容疑で逮捕するのが普通ではないか？と思ったのですが、その後、別の記事で男が投げ捨てた女性用下着は、男が購入した物だということを知りました。つまり、男が投げ捨てたのは自分の女性用下着だったので、大阪府警は廃棄物処理法を適用して逮捕したんだなあ～と思いました。



「廃棄物でなければ廃棄物処理法は適用されない」というのは“当たり前”のことかもしれませんが、こういう当たり前のことが、実は重要なポイントになるのです。

4. 産業廃棄物は 20 種類？…エッ！法令を調べたら 21 種類ですけど！： 廃棄物処理法の解説書に目を通すと「産業廃棄物は 20 種類」と記載してあることが多いので、20 種類だと思い込んでいたのですが、法令に載っている産廃を数えてみたら 21 種類ありました。では、なぜ 21 種類ではなく 20 種類という説明になるのかというと、解説書の多くは廃棄物処理法第 2 条 4 項 2 号の輸入廃棄物を産廃のリスト list（一覧表）から外しているからです。

仮に輸入廃棄物が問題になることは少ないとしても、産廃として廃棄物処理法に明記してある以上、「産業廃棄物は 20 種類」と言い切ってしまうのは問題ではないでしょうか。それよりは「輸入廃棄物を除くと産業廃棄物は 20 種類」という表現にしたほうが適切だと思うのです。

5. おわりに： 法律を理解するためには、面倒がらずに“条文を読む”ということが基本になるわけですが、廃棄物処理法のようにややこしい法律の場合は、マニュアルや解説書を読んだほうが手取り早いので、条文にまで目を通す人は少ないと思います…私もその一人ですが…でも、初心に帰って条文に目を通してみると、“目からウロコ”と申しましょうか、パッと視界が開ける時があります。

■注 釈

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- 2) 事業系一般廃棄物という用語・区分は、廃棄物処理法の条文に明記されているものではありません。
- 3) 河北新報 2008 年 9 月 28 日付朝刊 32 面

※本文で使用したイラストは、筆者がユーザー登録をしている市販のイラスト集のものを使用しています。<了>

平成 21 年度 会費納入について

平成 21 年度の会費納入についてお知らせいたします。

ご承知のとおり、(社)日本臨床衛生検査技師会の年会費は規定により「前納性」となっております。

平成 21 年 2 月末日までに納入されますと、会誌「医学検査」の発送も滞りなく行われます。

また、会員証も平成 21 年 4 月 1 日にお手元に届くように発行されますので、都道府県技師会を通じ平成 21 年 2 月末日までに、前納されることをお勧めします。

更に、入会されていない方がおられましたら、入会の勧めにご協力下さい。

都道府県技師会のご協力を引き続きお願いいたします。